

(例)

委託契約書

- | | |
|------------|-----------------------|
| 1. 委託業務名 | 令和8年度営繕支援業務 |
| 2. 業 務 内 容 | 別紙仕様書のとおり |
| 3. 委 託 期 間 | 令和8年〇月〇日から令和9年3月31日まで |
| 4. 委 託 料 | 別記契約単価のとおり |
| 5. 契約保証金 | ●●●●円 《または免除》 |

株式会社△△（以下「受託者」という。）と、住田町（以下「委託者」という。）とは、別紙仕様書による業務（以下「委託業務」という。）を受託者に委託することについて、次の契約条項並びに特記事項のとおり契約を締結する。

- 第1条 委託者は委託業務を受託者に委託し、受託者はこれを受託し誠実に実施するものとする。
- 第2条 発注者は、受注者に対して委託業務の実施に関し、関係職員をしてその作業に立ち合わせ、又は必要な事項を指示させることがある。
- 2 受注者は、委託業務の実施に関し必要があると認めるときは、発注者の指示を受けるものとする。
- 第3条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させ又はその権利を担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
- 第4条 受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- 第5条 委託者は、必要があると認めるときは、書面をもって受託者に通知し、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の全部又は一部を一時中止することができる。
- 2 前項の場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、受託者、委託者協議してこれを定める。
- 3 委託者は、第1項の場合において、受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における損害額は、受託者、委託者協議してこれを定める。
- 第6条 受託者は、自己の責めに帰することができない理由により委託期間内に委託業務を完了することができないときは、委託者に速やかに書面によりその理由を付して委託期間の延長を申し出ることができる。この場合における延長日数は、受託者、委託者協議して定める。
- 第7条 委託業務の実施により生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受託者が負担するものとする。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じた場合については、この限りではない。
- 第8条 受託者は、委託業務が完了したときは、速やかに完了報告書（成果品の提出を要する場合はこれを含む。）を委託者に提出しなければならない。
- 2 委託者は、前項の完了報告書を受領したときは、速やかに委託業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。
- 3 委託者は、前項の検査により委託業務の実施の状況が本契約（この契約の内容に変更があったときは、その変更契約を含む。）に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを受託者に対して指示するものとする。この場合においては、当該措置の完了を委託業務の完了とみなして前2項の規定を準用する。

第9条 受託者は、前条第2項の検査に合格したときは、請求書により委託者に委託料の支払を請求するものとする。

2 委託者は、前項の規定により受託者からの適法な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。

第10条 発注者は、自己の責めに帰すべき理由により、前条第2項に定める委託料の支払を遅延した場合は、支払の日までの日数に応じ、その支払金額に対して、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に基づく政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年大蔵省告示第991号、以下「遅延利息率」という。）で計算した額の遅延利息を受託者に支払わなければならない。

第11条 受託者が、自己の責めに帰すべき理由により、委託期間（第5条第2項及び第6条の規定による変更があった場合は変更後の委託期間）内に委託業務を完了することができない場合において、履行期限経過後相当の期間内に完了する見込みがあると認めるときは、委託者は受託者から損害金を徴収して委託期間を延長することができる。

2 前項の損害金の額は、延長した日数に応じ、委託料の額に対して、遅延利息率で計算した額とする。

第12条 受託者又は委託者は、委託業務が完了するまでの間において必要がある場合には、この契約の定めるところを変更するため、相手方に協議することができる。

第13条 受託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 第5条第2項の規定による委託料の変更により、当初の委託料の3分の1以下になるとき。

(2) 第5条第1項の規定による委託業務の中止期間が、委託期間の2分の1を超えるととき。

(3) 委託者が正当な理由なくして本契約に違反したため、委託業務を完了することが不可能となったとき。

2 第5条第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

3 委託者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、必要と認められるときは、委託業務の既成部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分に相当する委託料を受注者に支払うことができる。

第14条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 受託者が自己の責に帰すべき理由により本契約を履行しない場合、又は履行の見込みがないと認められる場合

(2) 受託者から契約解除（前条第1項による解除を除く。）の申出があった場合

(3) 受託者が契約の履行について不正の行為をした場合

(4) その他受託者又はその代理人が本契約に違反した場合

(5) 本契約を締結するにあたり、詐欺行為があった場合又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した事実が明らかになった場合

(6) 受託者が次のいずれかに該当する場合

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは物品の製造の請負又は物品の買入れの契約を締結する権限をもつ事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 前項の規定によって契約を解除したときは、受託者の納付した契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

《契約保証金免除の場合》

2 前項の規定によって契約を解除したときは、受託者は損害賠償として委託料の100分の5に相当する額を委託者に納付しなければならない。

3 第5条第3項の規定は、第1項の規定により契約を解除した場合に準用する。

第15条 委託者は、必要があると認めたときは、受託者の委託業務の実施状況について調査し、若しくは受託者に報告を求めることができる。

第16条 本契約により難い事情が生じたとき、又は本契約について疑義が生じたときは、両者協議するものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、両者記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和8年〇月〇日

受託者 岩手県◇◇市◇◇◇◇999 番地 999
株式会社△△
代表取締役 □□ □□

委託者 岩手県気仙郡住田町世田米字川向 88 番地 1
住田町
住田町長 神田 謙一

別記 契約単価

業務	業務細目	成果品	単価
(1) 翌年度予算要求 支援業務	①予算要求に係る積算等（現地調査・予算資料作成）	・概算事業費算定書 ・予算要求説明資料 ・優先順位整理表 ・概算工程表	▲▲▲円/人日
(2) 発注支援業務	②見積合わせによる 随意契約に係る積算等（翌年度4月開始分発注資料等作成） ※工事規模 10 万円以上 200 万円未満	・積算書 ・数量計算書 ・内訳書 ・設計図書（設計図、工事概要、特記仕様書を含む） ・工期算定資料	▲▲▲円/件
	③入札（設計・監理委託を要さない）に係る積算等（翌年度4月開始分発注資料等作成） ※工事規模 200 万円以上	・積算書 ・数量計算書 ・内訳書 ・設計図書（設計図、工事概要、特記仕様書を含む） ・施工条件明示 ・工期算定資料	▲▲▲円/件
	④入札（設計・監理委託を要する）に係る積算等（翌年度4月開始分発注資料等作成） ※工事規模 200 万円以上	○設計委託起案 ・特記仕様書 ・標準仕様書 ・設計書 ・特記補足資料等参考図書の作成 ・既存図面のとりまとめ ○設計業務受託者との打合せ ・発注意図の伝達 ・打合せへの同席 ○完了検査 ・成果物の精査	▲▲▲円/件

※1 ①は11月初旬までの提出、②～④は3月中旬までの提出とする。

※2 ①について当初予算の査定後（1月）に1週間～10日程度で追加資料作成の可能性があるもの。